



一般社団法人福島県鍼灸師会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人福島県鍼灸師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福島県会津若松市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、鍼灸学術の進歩発展とその医学的研究をなし、はり師及びきゅう師の資質の向上と、福利厚生を図り、もって公衆の厚生福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の目的事業を行う。

- (1) 鍼灸学術の振興発展並びに医学的研究に関する事業
- (2) はり師及びきゅう師の資質向上に関する事業
- (3) 地域住民に対する施術奉仕活動に関する事業
- (4) 療養費等適正運用に関する事業
- (5) 鍼灸の普及啓発に関する事業
- (6) 介護支援及び介護予防に関する事業
- (7) 会員の相互扶助に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福島県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 はり師又はきゅう師であって、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者
- (3) 名誉会員 この法人に特別の功労があった者で、会員総会において推薦された者

(会員の資格取得)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、理事会において定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第 7 条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意でいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払いの義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。
- (4) はり師及びきゅう師の資格を失ったとき。

第 4 章 会員総会

(構 成)

第 11 条 この法人の会員総会は、正会員をもって構成する。

(権 限)

第 12 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書(損益計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他会員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

2 定時会員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時会員総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第14条 会員総会の招集は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において出席会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第17条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者それぞれに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印する。

第 5 章 役 員

(種類及び定数)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 15 名以下
- (2) 監事 2 名

- 2 理事のうち 1 名を会長とし、副会長 2 名を置くことができる。
- 3 会長以外の理事のうち 2 名以内を業務執行理事とする。
- 4 この法人の会長を法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 20 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。
- 3 監事のうち少なくとも 1 名は会員以外の者とする。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他（法令で定める）特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞

任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、会員総会において定める役員の報酬等に関する規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務をおこなうために要する費用を支給することができる。

第 6 章 理事会

(構 成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選任及び解職

(招 集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 3 1 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 3 2 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 3 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書（損益計算書）

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 3 4 条 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 5 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 3 6 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 3 7 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむ得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補 則

(委 任)

第 39 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事会が別に定める。

(法令の準拠)

第 40 条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他法令に従う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 安齋昌弘 中沢良平 佐藤今一 遠藤賢一 箱岩義郎

三瓶真一 山内隆一 今泉洋平 竹村 裕 矢吹 淳

粒来和正 橋本修一

監事 武藤永治 檉村由美子

3 この法人の最初の会長は安齋昌弘とし、業務執行理事は中沢良平、佐藤今一とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 31 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 25 年 3 月 25 日 認可

平成 25 年 4 月 1 日 登記

施行

平成 29 年 4 月 23 日 改訂